

# 随意契約理由書

## 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 今井戸川系雨水ポンプ設備改修工事

本工事は、今池水みらいセンターに設置された今井戸川系雨水ポンプ設備の改修工事である。本設備は昭和 **61** 年（**1986** 年）の供用開始後老朽化が進行しており、またポンプ駆動用のディーゼル機関においては主要部品の生産停止により交換部品の供給が困難な状態で故障発生時の速やかな機能回復が不可能であることから、本ディーゼル機関及びディーゼル機関の仕様変更に伴う減速機の更新を含む雨水ポンプ設備の改修を行うものである。

本工事は既設ポンプを流用して改修するものであり、今回設置するディーゼル機関及び減速機を設計するためには既設ポンプ設備の詳細な設計資料及び専門知識等が必要となり、既設設備の製作会社以外では施工できない。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した三菱重工業株式会社よりポンプ事業について事業継承された新菱工業株式会社 大阪営業所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第 **21** 条の **14** 第 1 項第 **2** 号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

なお本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 **62** 条及び同規則の運用第 **62** 条関係第 **2** 項第 **1** 号の規定により比較見積りの徴取を省略する。